

～女性消防団員も募集中～

杉戸町消防団員を募集しています

町では、随時、新規消防団員を募集しています。「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護精神に基づき、普段は自分の仕事を持ちながら、地域の安心・安全を守るために活動しています。職種や年齢を問わず、様々な人たちが在籍し、それぞれの経験や知識を活かして活躍しています。

応募資格 町内在住または在勤の満18歳以上で下記の活動が可能なお方

- 活動内容**
- ・火災、その他の災害活動
 - ・住民に対する防火指導
 - ・火災予防運動における消防広報活動
 - ・応急手当等の普及啓発活動 など



- 処遇等**
- ・杉戸町消防団条例に基づき、報酬等を支給
 - ・活動服、靴等の貸与
 - ・公務災害補償、退職報償金、表彰等の制度あり
- 選考方法** 面接による選考
- 応募方法** 危機管理課 消防・防災担当まで問合せ

女性消防団員は、火災発生時の消火活動は行いませんが、防災訓練での心肺蘇生法等の指導や、火災予防啓発活動などの活動をしています。

問合せ 危機管理課 消防・防災担当 内線288

3月1日(金)～7日(木)

全国一斉春の火災予防運動を実施します

春の火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識をさらに高めることで、火災の発生を防止し、かけがえのない命や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

住宅用火災警報器の設置・維持管理

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。また、設置がお済みのご家庭では、定期的に点検・清掃をしていただき、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めします。



第37回 杉戸町防火ポスター展

町内の小学生が描いた火災予防に関する絵を展示します。

日時 3月1日(金)～7日(木)
10時～16時(休館日を除く)

場所 エコ・スポいずみ 多目的スペース
入場料 無料



問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

令和6年度

市町村交通災害共済会員を募集します

交通災害共済とは、皆さんが会費を出し合って、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。現在加入している方は、3月31日で期間満了となります。引き続き加入を希望される方は、申込手続きをお願いします。

加入資格 ・町内在住で、住民登録されている方
・加入資格者に扶養されており、修学のため町外に転出している方

共済期間 4月1日～令和7年3月31日までの1年間(4月1日以降の中途加入の場合は、加入申込日の翌日から令和7年3月31日まで)
※加入者が他市町村に転出した場合でも共済期間内は有効

会費 500円(一人一口。中途加入も同額。)

申込方法 ・ゆうちょ銀行、郵便局での申込(令和6年12月末まで)：申込用紙に会費を添えて最寄りの郵便局で申込(関東各都県のゆうちょ銀行、郵便局でも申込可)
・役場窓口での申込：申込用紙に会費を添えて危機管理課窓口で申込
※事故の相手方の損害を補償するもの(自転車保険など)ではありません。

ココティすぎとオープニングイベントを開催します

平成30年度から検討が始まった「旧杉戸小学校跡地活用事業」は、令和5年度をもって施設の整備が完了し、令和6年4月1日から「ココティすぎと」としてオープンします。

多くの皆さまにココティすぎとを知っていただき、供用開始からご利用いただくために、オープニングイベントを開催します。

「ココティすぎと」とは？

杉戸町コミュニティセンター、杉戸子育て支援センター、杉戸町商工会が入る複合施設と、施設併設の広場、中央児童公園、ふるとねテラス(旧流灯工房)を含むエリアの愛称です。

日時 3月9日(土) 完成式典 10時～11時
オープニングイベント 11時～15時

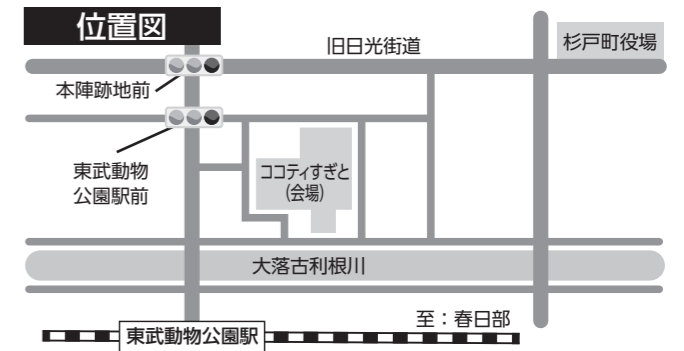
場所 ココティすぎと(杉戸3丁目、右図参照)

イベント内容

完成式典 祝辞、表彰式やテープカットなど
※招待者以外は入場できません。

- オープニングイベント**
- ・複合施設内覧
 - ・ステージイベント
 - ・物販(キッチンカー・飲食店の出店・農産物の直売)
 - ・すぎびよん記念撮影会 など
- ※悪天の場合は一部の催事が中止となることがあります。
※内覧は一部入場、使用できないエリアがあります。

問合せ 市街地整備推進室 内線370



※周辺道路の混雑回避のため、**会場に駐車場はありません**。公共交通機関のほか、徒歩や自転車でお越しください。また、車でお越しの方は杉戸町役場を来場者用駐車場(約100台)とし、会場まで徒歩(約15分)または無料シャトルバスを運行しますので、そちらをご利用ください。

令和6年4月診療分から子ども医療費助成対象年齢を拡大します

町では、令和6年4月1日診療分から、入院・通院の保険診療分医療費が18歳を迎える年度末まで無料になります。新たに支給の対象となるお子さんの保護者(世帯)に「子ども医療費受給資格登録申請書」を送付しています。

医療費の支給を受けるためには、登録申請が必要になりますので申請がお済みでない方は、早めの手続きをお願いします。

現在、受給資格証をお持ちの方は、対象年齢の拡大に伴う登録申請手続きは不要です。(令和6年度に高校1年生となる平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれのお子さんも申請不要(自動更新))

新たに申請が必要なお子さん

平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの子

申請書類 申請書、必要書類一式

※新たに登録が必要な場合は、お子さん本人の保険証の写しと保護者の振込先口座の写しを添付

申請方法 申請書と必要書類を郵送または子育て支援課窓口へ直接提出

その他 登録がお済みのお子さんは、3月下旬に新しい受給資格証を送付します。

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 内線265